

北海道新聞 2012（平成 24）年 3 月 22 日（木曜日）

## <制度変わる「児童デイサービス」施設>

### ◎18 歳以下の児童 未就学児に分割

障害者自立支援法などの改正で障害のある子どもを療育する通所型福祉サービス「児童デイサービス」が 4 月から、未就学児対象の「児童発達支援事業」と、原則 18 歳以下の学童（生徒・児童）対象の「放課後等デイサービス事業」に分かれる。各施設は、現状と変わらず両事業を併設する「みなし指定」を経て来年 4 月までに報酬などを考慮しながら多機能性を持たせるか、一方の事業に特化するかを選択する必要に迫られる。

（弓場敬夫）

児童デイサービスは、身体や知的、発達などの障害がある子どもを対象に日常生活での基本動作や集団生活への適応訓練などを行うサービス。費用は、利用者側の所得に応じ一部自己負担もあるが、おおむね国が 2 分の 1、都道府県と市町村が 4 分の 1 ずつ負担する。

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉情報サービス「ワムネット」によると、道内では 274 事業所（19 日現在）がサービスを提供。子どもの多い都市部で開設が進んでおり、例えば札幌市内には道内全体の約 4 割の 109 事業所がある。

現行のデイサービス事業所の多くは未就学児と学童の双方を受け入れているが、事業者が受け取る 1 人当たりの報酬は未就学児を 7 割以上受け入れている「Ⅰ型」の方が、7 割に達していない「Ⅱ型」よりも高く設定されていた。

障害者自立支援法と児童福祉法の改正に伴う 4 月からの制度変更により、同じ事業所内でも、未就学児については「児童発達支援事業」、学童以上は「放課後等デイサービス」と分かれる。

### 多機能か特化 迫られる選択

背景には、通所児に応じた療育の専門性向上が求められたほか、支出削減を狙った政府の思惑があるとの指摘もある。

サービス内容自体は従来と比べて大きく変化しないが、これまで「Ⅰ型」か「Ⅱ型」かで差がついていた事業所の報酬は、受け入れている未就学児と学童の人数に応じて、より厳格に支給されることになる。

また、理学療法士や作業療法士などの有資格者を職員として配置した場合などには報酬の加算もあるが、「人員増が難しい小規模事業所にとってはメリットがない」という声もある。

現行の児童デイサービス事業所が、児童発達支援と放課後等デイサービスの両事業を展開できる多機能型として、みなし指定されるのは来年 3 月まで。各事業所はこの間に多機能型を維持するか、専門性を生かして「未就学児」か「学童」のいずれかに特化するかどうかを決める必要がある。

多機能型を選んだ場合、療育に関して一層の専門性を求められ、デイサービス機能としても休日の預かりなどより積極的な対応が求められる。

仮に特化型に転じると、今まで引き受けていた子どもの通所を断るケースも出るようになる。

来年4月までに、子どもを通わせている事業所がどちらの形態を選ぶかは、保護者にとって大きな関心事。しかし、道北のある事業所責任者は「報酬と人件費などの支出や障害児の親たちニーズなども考慮しながら、方針を決めなければならない。ただ、厚生労働省から報酬の詳細が示されたのは2月だったので、まだ対応が進んでいない」と話しており、選択に時間を要する事業者も出てきそう。

